

第7回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成29年12月25日、午後3時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第7回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 蜂須義久、次長 吉澤 勇、副主幹 足立 純、主査 糸井隆雄、主事 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名、全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地所有適格法人の承認申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 相続税納税猶予適格者証明願について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第7回 足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午後3時33分 開会】</p>

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】

議長 ないようですので、それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 7番 河内義昭委員、10番 亀田幸雄委員を指名いたします。

議長 ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

議長 主査。

主査 それでは、議案書の1ページをお開き下さい。

議長 報告させていただく前に、総括表に2カ所修正がございます。こちらの表のうち、農地法第5条の届出の面積が15,093.67㎡となっておりますが、正しくは15,218.67㎡となります。従いまして、合計のほうも表内は16,679.67㎡となっておりますが、正しくは16,804.67㎡となります。修正をお願いいたします。申し訳ございません。

議長 それでは、農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。総括表に基づきましてご報告いたします。

議長 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が3筆、面積が1,586㎡となっております。

議長 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が25件、筆数が33筆、面積が15,218.67㎡となっております。

議長 合計いたしまして、件数が28件、筆数が36筆、面積が16,804.67㎡となっております。

議長 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページ、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。

議長 以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と

いたします。

副主幹

事務局の説明を求めます。

それでは、議案書の9ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は瑞穂野町地内の田、面積1,120㎡ほか9筆です。

譲受理由は、農業者年金の経営移譲年金を受給しているが、設定期間が満了するため、再設定をして引き続き年金を受給したいで、譲受理由は、後継者として引き続き農業経営を行いたいというものです。

契約内容は使用貸借権の設定です。20年間です。ちなみに農業者年金の経営移譲年金は、前回もお話しましたが、農業者が自分名義で所有するか、借り入れして耕作等を行っている農地について、後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転、設定または消滅させ、農業経営の経営主であることから引退することによって支給される年金でございます。

申請者は既に10年前、使用貸借権設定の許可を受けており、今回は再設定の申請となりますので前回同様、農地法第3条の許可を受けて再設定したいということでございます。なお、譲受人と譲渡人は親子でございます。

続きまして、議案書の37ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも、適正なもの判断されております。38ページと39ページに位置図、40ページから47ページに公図が載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 三田照子委員。

2番

はい、2番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成29年12月14日、木曜日、午前9時から、調査班は森山委員を班長といたしまして、小山委員、赤坂委員、藤生委員、そして私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、経営移譲年金受給による再設定のため、3条許可申請であり、申請地の確認を行ったものであります。申請地は使用貸借権・設定の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして15筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自作地の近隣であり耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認した

ため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の10ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は大月町地内の田、面積1,395㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の48ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。49ページから55ページに実情調査報告書が載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、54ページの事業計画書の中の右側の6 他法令の状況の箇所をご覧ください。11月7日 三栗谷用水 農地転用許可申請を行うため、意見書交付済みとありますが、これは記載の誤りでございまして、この用水につきましては桐生委員が管理をされている、上村堰という用水組合になりますので、日付はおとといでよろしかったでしょうか、失礼いたしました、日付は不詳でございます。上村堰用水組合に設置について協議済みということでございますので、記載の修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

議案書の10ページにお戻り下さい。

続きまして2番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,248㎡ほか1筆、計1,700㎡です。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を増設したいで、施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル280枚を1,000㎡に設置するものでございます。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都

市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の56ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。57ページから62ページに実情調査報告書が載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

10ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は新宿町地内の畑、面積65㎡ほか2筆、計364㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積91.91㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の63ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の11ページをお開きください。

続きまして4番、申請地は上渋垂町地内の田、面積330㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積133.46㎡です。

申請理由は、現在市外の実家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設、住宅です。

続きまして、議案書の65ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の49ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力114キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数400枚が設置できる、1,395㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側と西側は水路および公道、南側は田、北側は畑となります。発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策として年に数回、除草作業を行うとのことでした。また、水路の管理についても地元と協力し行うことを確認していることから、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。また、事業費は、全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、大月町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川です。

どう判断したらいいかわかりませんが、こちらの事業費は工事費が800万以下ですが、次の案件を見ますと、パネル数が少ないのに1600万ということで、金額の差がこれほどまでにメーカーや工事会社によって、3分の1になってしまっていて、これが現状であるのかどうか、また、素人目にみたときに、この工事費の信憑性というのがどうなのかと思われてしまうのですが。提出されている見積書等が適正であろうと思うのですが、この金額の差というものをどうとらえたらいいのか、伺いたい。

議長

はい、副主幹。

副主幹

確かに、54ページの事業計画書の中の資金計画を見ると、約960万。60ページの資金計画は合計で約2400万ということで、長谷川委員ご指摘のとおりでございます。面積等も若干違いますので単純比較はできないですが、太陽光の場合、工事費にかなりの差があるなということは事務局でも感じているところです。

ただ、パネルの単価も数年前のものとは最新のものでは値段も相応に開きがございますし、様々な理由があると伺っていますが、定かな理由は事務局も把握しかねているところがございます。

9 番 今回の場合、会社本人がやるということで双方とも差し支えないのですけれども、転用する場合、農家自らがやるときの価格に関して、情報を持っておく必要があるのかなと感じましたので、よろしく願いいたします。

副主幹
議長 ご意見として、承わらせていただきます。
会社も違えば、パネルのメーカーも違うので差はありますが、今後、申請の時はよく職員に聞き取りをしてもらうようにします。
ほかになにかありますか。なければ、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。
続いて、2番を上程いたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。
14番 赤坂委員。
14番 赤坂です。
実情調査の結果を報告いたします。
資料の57ページをご覧ください。
今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。
調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。
5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。
本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。
転用面積については、出力82.6キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数280枚が設置できる、1,700㎡の面積が必要とのことでした。
土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数ヵ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。
申請地東側は畑、西側は宅地および畑、南側は田、北側は畑となります。
発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。
雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策として年に年3回程度、除草作業を行うとのことから、周辺農地等への影響はないものと思われまます。
また、事業費は、自己資金および融資で賄われることを確認いたしました。
結論として、申請地は、寺岡町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番はそのように決定いたしました。続いて、3番及び4番を上程いたします。本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 3番及び4番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第3号 農地所有適格法人の承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 それでは、議案書の12ページをお開きください。議案第3号農地所有適格法人の承認申請について、ご説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の法人登記簿となっています。申請人は市内に本店を有する農業の経営を主な目的とする資本金300万円の株式会社で、今回利用権設定をするのに伴い農地所有適格法人の承認申請が出され、12月14日に開催された運営委員会において申請人からの実情調査を行い、必要な条件を満たしており、適格であるとの判断をいただいております。議案書の67ページをご覧ください。運営委員会の資料が載せてございます。68ページから71ページからに定款、72ページと73ページに農業経営改善計画認定申請書、74ページに農業経営改善計画認定書の写し、75ページに今回利用権設定する農地の位置図、76ページから80ページに地積集積図、81ページから86ページに利用権設定申出書が載せてありますのでご覧ください。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長 本件は運営委員会が調査しておりますので、報告を求めます。森山運営委員長。

5番 5番 運営委員長の森山です。農地所有適格法人について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。今回は、利用権設定の申出に伴い、別添の申請資料に基づきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。調査年月日は、平成29年12月14日木曜日、午後1時30分から、運営委員5名で調査を行いました。申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いた

します。

今回の実情調査で、申請人は市内でネギ栽培を中心とした農業経営を行っているが、法人化による経営の近代化、後継者の募集・育成を行うため株式会社を設立し、また認定農業者の認証を受けたので、農地所有適格法人として承認されたいとのことでした。

今回小曾根町ほかで11筆、合計約10.2haを借り受け、ネギを中心に作付けをするとのこと。ネギは連作が効かないためキャベツの栽培も検討している、従業員を募集しているが思うように集まらないなどの話を聞くことができました。

また、すでに法人化の手続きを終了しており、農地所有適格化法人の要件もすべて満たしていること、また同社の営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、同社を農地所有適格法人として承認したいと考えております。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、農地所有適格法人として承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように承認いたしました。

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 それでは、議案書の14ページをお開き下さい。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成29年12月28日公告分であります。

議案書の15ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、60件で面積151,791.84㎡です。続きまして所有権移転ですが、今回は0件です。

なお、詳細については、16ページから32ページに記載されております。

また、3番から8番の借受人については先ほど承認された農地所有適格法人の案件となっております。また、9番及び10番については一般法人の案件となっております。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも12月28日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により4番 藤生委員、6番 遠藤委員の退席を求めます。

議長 【午後4時14分 退席】
本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、藤生委員、遠藤委員の出席を求めます。

議長 【午後4時15分 出席】
続いて、3番から60番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、貸借権設定の3番から60番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第5号 相続税納税猶予適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 それでは議案書の33ページをお開きください。
議案第5号 相続税納税猶予適格者証明願についてご説明いたします。
これは相続税の納税の猶予の申し出に添付する証明を交付するものです。
1番、特例適用農地の所在地は、常見町地内の農地、地目は畑、面積1,801㎡ほか1筆、計2,871㎡です。相続人は被相続人の子であります。相続開始は平成29年5月31日です。現地が農地であることは12月13日に清水委員と事務局で確認しております。

議長 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】
それでは、本件は適格者証明を交付することに、ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、議案第5号は、そのように決定いたしました。

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について事務局の報告を求めます。

副主幹 議案書の34ページをお開き下さい。
報告事項、農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1 番、申請地は朝倉町三丁目地内の畑、面積 283 m²、施設の概要は一般住宅兼事務所、受理の日付は平成29年4月14日、取消理由は、譲受人を個人から法人へと変更するためでございます。、取消の日付は平成29年11月22日でございます。

ちなみに、同日に譲受人が法人として5条の届出が出ておりますので、ご報告をいたします。

以上でございます。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第7回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午後4時20分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年2月26日

足利市農業委員会

7番委員

10番委員